

(別紙)

評価細目の第三者評価結果（保育所）

※すべての評価細目（48項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保護者には保育目標やそのねらい、保育内容を記載した「入園のしおり」を使い入園時やクラス懇談会で説明しています。職員に対しても採用時や職員会議等で周知を図っています。	

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。	
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画については公立保育所であることから、十分把握しており、保育所利用者の推移、利用率等を的確に把握・分析した運営が行われています。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育所と市の担当課とが常に連携することで、職員体制や人材育成、設備面での課題などを明確にしながら具体的な改善に取り組んでいます。	

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 市では、「第2期桑名市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6）年度を策定し、未来を担う子どもたちと、その子どもを育てる親・家庭を、地域全体で見守り支える計画となっています。	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 市の中・長期の事業計画に基づき、保育所では単年度の事業計画を策定しており、内容も基本目標に沿った具体的な取り組みとなっています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
〈コメント〉 当初に管理者で計画案を策定してから現場職員の検討会で再検討して策定しています。各種行事後には職員の反省会や保護者アンケートなどで出た意見を集約し、来年度に繋げています。ただ、計画内容を職員に周知する更なる時間確保は必要と施設では考えています。	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
〈コメント〉 クラス懇談を実施し、年度始めには1年間の事業内容を伝えています。また、各クラス担当からは今年度の保育方針を伝え、年度末にはその成果や1年間に子どもがどのように成長したのかを伝える機会を設けています。	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
〈コメント〉 毎月、保育内容についての園内研修や学習会を行っています。また、市作成の「自己評価チェックシート」を各職員が実施し、保育支援内容について振り返る機会としています。また、今回初めて第三者評価にも取り組んでいます。	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉠・c
〈コメント〉 年度末に、担任および会計年度任用職員（フルタイム）により、1年間の業務見直しを行っています。課題や改善策の情報共有については、働き方や勤務時間の違いの関係で全職員への周知には難しさを施設では感じており、より情報共有できる環境づくりが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 所長は、職員会議や日々の保育指導等にリーダーシップを発揮しています。主任以下については「事務分掌指定簿」を作成し、各自の役割について年度初めに職員会議で確認しています。	
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 所長は、遵守すべき法令等の研修に参加して現場職員に周知し、職員自身も市主催の階層別研修に参加したり、eラーニングを活用するなど周知が図られています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
〈コメント〉 所長は、自ら保育に直接入る機会も多く持つようにしています。現場では保育の質の向上に向け、熱意ある具体的なアドバイスや指導を行っています。	
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
〈コメント〉 市による保育士採用が難しい状況にあるものの、所長は人員配置改善に向けて継続的に要望しています。また、職員パソコンの増設により働きやすい環境づくりに繋げる等、業務改善に指導力を発揮しています。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉠・c
〈コメント〉 市が人材採用の窓口となっています。正規職員、年度任用職員、派遣職員等、多様な人材を活用することで各保育所の運営を支えている状況です。常に働きやすい職場環境の体制整備が望まれます。	
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉠・c
〈コメント〉 公立のため、具体的な評価の仕組み、基準による制度が構築され、福利厚生等の総合的な人事管理が行われています。ただ、現場では人材不足を感じており業務負担が大きい状態との声もあり、職場環境の改善を期待します。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉔・c
〈コメント〉 職員の人員不足もあり、ワークライフバランスの確保が難しいようです。職員が有給休暇の申し出がしやすい環境整備や、記念日休暇などの仕組みも必要と施設では考えています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉔・b・c
〈コメント〉 期初に、各職員は目標管理作成について所長からアドバイスや指導を受け、職務に応じた目標管理と中間面接も実施することで人材育成に繋げています。		
	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉔・b・c
〈コメント〉 「期待する職員像」については、桑名市の保育基本方針のなかで謳い、職員の資質向上を明示しています。市からの研修計画や三重県保育士等キャリアアップ研修への参加、園内年間研修などの教育・研修が実施されています。		
	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㉔・c
〈コメント〉 外部研修の参加者による伝達研修の実施の他、園内研修を毎月実施しています。外部研修については人員配置の関係で派遣が難しい場合もあるとのことで、研修派遣時のサポート体制が望まれます。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉔・c
〈コメント〉 実習生申請手続きは市の担当課で行っています。保育所側では、実習生へのオリエンテーションや受入の手順、指導方法等を適切に行っていますが、しくみとしての文書化が望まれます。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 公立保育所として市の担当課等にパンフレットを配置しています。今回の第三者評価結果は県ホームページで掲載予定の他、公立保育所独自の自己評価を毎年全職員が行っており、その結果も保護者に公表しています。	
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 職務分掌表の役割分担に基づいた厳正な運営が行われています。県の監査などで指摘された部分については、市の管理・指導のもと随時改善に取り組んでいます。	

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保護者同士が交流したり地域の問題や子育てについて学ぶイベントなど、家庭や地域を繋ぐ取り組みを積極的に行っています。また、年間15回程度、高校生が子どもとペアになり、「散歩」や「ふれあい遊びなど」の活動を行っています。（わくわくコミュニケーション）	
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
〈コメント〉 保小連携により私立保育所へ職員を派遣したり、潜在保育士の職場体験の受入も今後予定しています。ボランティア支援センターでのオリエンテーション後、保育所受入時の対応手順についても文書化されることを期待します。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉 地区の関係機関とは、「まちづくり連絡協議会」や「保小連絡会・施設長会」などにより必要な情報共有が行われています。家庭支援推進保育士が地域に積極的に出かけることで、地域との連携強化に取り組んでいます。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている		㉠・b・c
〈コメント〉 保育所のおもちゃを近くの公園に持ち込み、未就園児の受け入れや育児支援、保護者の育児相談をする「あおぞら出前保育」を行っています。園庭開放も行っており、地域ニーズを把握する機会となっています。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		㉠・b・c
〈コメント〉 地域の未就園児だけではなく、他地区在園児に対しても、子育て講演会を開催し、育児支援を行っています。校区内の在宅児には、家庭訪問して保育所行事へのお誘いや給食試食会、おやつ作りを紹介、育児相談にも応じています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		㉠・b・c
〈コメント〉 子どもを尊重する保育については、様々な人権問題をテーマに職員で話をする機会を設け保育実践へと繋げています。また、子どもや保護者と共に一緒に考える機会としての「おひさまの会」、子どものことや子育ての色々なテーマを話す「わいわい広場」を通じて保護者の理解を図っています。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		a・㉠・c
〈コメント〉 プライバシー保護については、職員アンケートからも配慮した保育を行っていることが伺えますが、保育所として統一した保育・対応ができるように、規定・マニュアル等を整備して職員・保護者へ周知することが望まれます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		㉠・b・c
〈コメント〉 保育所の資料を市の関係施設などに設置する他、地区文化祭への参加や、市の民生委員などが主催する「保育所（園）・幼稚園・認定子ども園フェスタ」で写真や図、絵を用いた保育所の資料をパネル展示するなどの情報発信をしています。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		㉠・b・c
〈コメント〉 保育の変更に関しては、保護者と所長が双方の意見や意向を確認し合いながら対応しています。外国籍の保護者など、特に配慮が必要な家庭への説明については、各家庭に合わせた対応を行っています。		

	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 公立保育所間の異動に関しては、児童票により保育の継続性に配慮した対応を行っています。外部保育所への異動に関しては、要望があれば保護者の同意を得たうえで文書等を作成して対応しています。		
	Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保護者へは各行事後のアンケートのほか、クラス懇談、個別懇談、家庭訪問など、子どもの満足の上昇のための意見やニーズを聴く機会を多く持っています。また、保護者会にも所長が参加するほか、家庭支援推進保育士による家庭訪問も実施しています。		
	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉡・c
〈コメント〉 苦情解決の相談窓口を記載したポスターを玄関の見やすい場所に掲示していますが、苦情があった場合には小さなことでも記録する職員指導が望まれます。公表は園だよりで実施しています。		
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c
〈コメント〉 相談窓口は、重要事項説明書への記載のほか、苦情解決を兼ねた相談窓口ポスターの掲示を行っています。相談があれば、都度スペースを確保して対応しています。		
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉡・c
〈コメント〉 保護者アンケートでは、相談に対して丁寧に対応していただいたとのコメントがありました。市が制定した「苦情・意見・要望等受付書」がありますが活用が不十分です。記録に残すことで保育の改善、質向上に繋げる取り組みを望みます。		
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 「ヒヤリハットマニュアル」「危機管理マニュアル」は、現在見直し検討中との事です。保育所内で発生した事象データは看護師職員が管理して、要因分析・再発防止に取り組んでいます。また、違う保育所での事故案件も職員間で情報共有しています。		

	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉓・b・c
〈コメント〉 「感染症対応マニュアル」を整備し、看護師職員を中心に対応方法の確認や安全確保についての見直しや指導を行っています。また、月1回の看護師会での情報を職員会議で報告し安全確保に繋げています。		
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉓・b・c
〈コメント〉 災害発生時には保育支援システムにより、保護者への安否確認や状況報告ができるように備えています。また、事業継続計画（BCP）を策定し、災害への事前対策や発生時の対応についての組織的な対策が行われています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 「乳児保育マニュアル」により、基本的な保育のカリキュラムに基づいた実施方法を職員に指導・周知するとともに、新任職員や実習生への指導にも活用しています。	
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
〈コメント〉 「乳児保育マニュアル」での基本的な実施方法を参考に、保育での評価・反省を毎日行い振り返ることで常に保育方法を見直し、保育の質の向上に努めています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉠・b・c
〈コメント〉 年1回、家庭票の内容を見直していますが、子どものアセスメントについては月案策定の際に確認しています。指導計画に関しては、公立保育所の主任が集まった主任会でカリキュラムを検討し、各保育所ではそれに沿って計画が策定されています。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 指導計画の評価・見直しについては、公立保育所の主任が集まった主任会で行っており、次年度の計画改善に繋げています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育支援システムが公立保育所全所に導入され、保育記録を職員が閲覧できる仕組みが整備されています。担当職員が入力した保育内容を主任・所長が確認し、内容や書き方についてアドバイスや指導を行っています。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
〈コメント〉 市作成の「保育個人情報事務マニュアル」「情報公開事務マニュアル」により、職員への周知が図られ、記録の管理体制が確立しています。また、重要事項説明書には保育所での個人情報の取り扱いについて明記し、職員アンケートからも個人情報に対する認識の高さが伺えます。	

評価対象Ⅳ 三重県独自基準

Ⅳ-1 地域項目

	第三者評価結果
Ⅳ-1 地域に開かれた施設運営が適切に行われている。	
Ⅳ-1-① 子育て経験者との連携がとれている。	㉠・b・c
〈コメント〉 老人ホームに保育所の子どもが出向き、一緒に体操をする「いきいき体操」を行ったり、他の老人施設への慰問など、子育て経験者と連携することで頂いた意見を保育に活かしています。	
Ⅳ-1-② 子供の安全確保について地域との相互協力体制の構築を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育所では、地域周辺の危険箇所を普段からチェックし職員間で情報共有しています。自治会長も、地域の公園などの不具合を市に改善要望していただいたり、散歩時には地域の方々と挨拶をすることで見守環境ができています。	
Ⅳ-1-③ 地域の環境保護に貢献している。	㉠・b・c
〈コメント〉 保育所の周辺を職員が清掃したり、子どもが散歩するルートを事前に清掃しています。子どもには、遊びを通して環境保護について伝えたり絵本の読み聞かせ、保育所内でのゴミ分別を教えています。	